

随意契約結果及び契約の内容

| | |
|------------------------------|---------------------------------|
| 工 事 の 名 称 | 水海川導水トンネル3期工事 |
| 工 事 概 要 | 水海川から足羽川へ導水するためのトンネルを施工するものである。 |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 見坂 茂範 |
| 契 約 年 月 日 | 令和 6年 4月 5日 |
| 契 約 業 者 名 | (株) 安藤・間 |
| 契 約 業 者 の 住 所 | 大阪府大阪市福島区福島六丁目2番6号 |
| 契 約 金 額 | 7, 263, 300, 000円 (税込み) |
| 予 定 価 格 | 7, 264, 202, 000円 (税込み) |
| 随意契約によることと した理由 | 別紙のとおり |
| 工 事 場 所 | 福井県今立郡池田町千代谷地先～福井県今立郡池田町水海地先 |
| 工 事 種 別 | 一般土木工事 |
| 工 期 (自) | 令和 6年 4月 6日 |
| 工 期 (至) | 令和 9年 9月30日 |
| 備 考 | |

随意契約理由書

1. 工 事 名：水海川導水トンネル3期工事
2. 工 事 場 所：（自）福井県今立郡池田町千代谷地先
（至）福井県今立郡池田町水海地先
3. 工 期：契約締結日の翌日から令和9年9月30日
4. 随意契約の相手方：(株)安藤・間
5. 随意契約とする理由

足羽川ダム建設事業は、足羽川、日野川、九頭竜川の下流域における洪水被害の軽減を目的として、九頭竜川水系足羽川の支川部子川に洪水調節専用のダムを新設するとともに、他流域の4河川（水海川、足羽川、割谷川、赤谷川）の洪水を導水するための施設（分水堰、導水トンネル）を整備するものである。

水海川導水トンネルは、全長約4.7kmをNATM工法で施工するトンネル工事であり、その内高透水ゾーンを含む約2.9kmの施工について、工期が国庫債務負担行為の支出年限の5年度を超えると見込まれるため、工事を分割しそれぞれ別工事として発注予定としていた。

本工事は、前工事である「水海川導水トンネル2期工事」の到達地点から先約740mを引き続き施工する後工事である。なお、前工事においては、入札公告に「随意契約後工事有り」との条件を公表したうえで、上記相手方と令和2年2月に契約を締結しているところである。

本工事は、前工事・後工事にわたって温見断層の影響も受けた脆弱な地山の状況に応じた詳細な施工内容を、一貫した判断に基づき施工時の安全を確認することが、構造物を構築するうえで不可欠である。また、本トンネル周辺は、地下水が豊富な地区であり、特に後工事の区間においては沢枯れ等により自然環境・生活環境に影響を及ぼさないよう、山地の地下水の低下を抑制する特殊な減水対策によりトンネルを一貫して構築する必要があり、前工事の施工時における地下水の湧水状況や地山の変位状況等を加味したうえで施工する必要がある。

以上のように、前工事の施工者以外は前工事における地山の状況等、施工内容の判断の詳細を事実上知り得ず、前工事と新たに契約締結する本工事（後工事）とは一体の構造物であることから、本工事を前工事の施工者である上記業者と随意契約するものである。

6. 適用法令：会計法第29条の3第4項
政府調達に関する協定第13条1（b）iii